



平成 19 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 オックスホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 水間 信勝
本 社 所 在 地 東京都中央区明石町 8 番 1 号 聖路加タワー 11F
証 券 コード 2350 (大証 ヘラクレス・S)
問 合 せ 先 社長室長 青木 英樹
(TEL 03-3547-8009)

当社取締役の処分に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 24 日開催の取締役会において、取締役 1 名の処分の実施に関して、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分理由および今後の対応

処分を実施する取締役が、当社の社内規程である「インサイダー情報管理運営要領」第 9 条に定める「売買取引の事前届出」を行わず、保有する当社株式を譲渡していた旨の事実が判明いたしました。平成 18 年 9 月 29 日付開示資料「第三者割当による自己株式処分の払込完了ならび筆頭株主の異動に関するお知らせ」で発表のとおり、当社は当該取締役に対し、保有していた自己株式 12,500 株を割り当てており、当該取締役は平成 19 年 8 月 15 日、8 月 16 日の 2 日間に亘り、事前の届出なく、当該全株式を市場にて売却しておりました。

この事態を受け、本日開催の取締役会において、当該取締役の責任の明確化を図るため、処分を決定するとともに、本件に関する調査委員会設置を決定いたしました。今回の件につきましては、改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後二度とこのようなことを起こさないよう、全社をあげてコンプライアンスの徹底を図り、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

<ご参考>

当社インサイダー情報管理運営要領には、以下の条項が規定されております。

(売買取引の事前届出)

第9条 取締役、監査役並びに従業員等が、当社の有価証券等の売買を行おうとする場合には、管理部に備付けの所定の届出様式に所要事項を記載の上、管理部長に提出し、所要の審査、承認を受けなければならない。